

## 『年金ライフガイド』 追補

### 雇用保険の基本手当の賃金日額等の変更（令和3年8月）

（30頁） 表1が次のように変わりました。

●表1 基本手当の給付率（令和3年8月～令和4年7月、毎年8月に見直し）

賃金日額 給付率	2,577円以上 4,970円未満	4,970円以上 11,000円以下	11,000円超 12,240円以下	12,240円超
	60歳未満	80%	80%～50%	
60歳以上 65歳未満	80%	80%～45%	45%	

※賃金日額・基本手当日額には上限があり、賃金日額は45～59歳 16,530円、60～64歳 15,770円、基本手当日額は45～59歳 8,265円、60～64歳 7,096円です。

### 雇用保険の高年齢雇用継続給付における支給限度額の変更（令和3年8月）

（33頁） 本文中、中段右から4行目・15行目・18行目および下段右から15行目の「36万5055円」が「36万584円」になります。